

入札説明書及び設計図書等に対する質問回答書

工事名：法面補修工事（2026-北・山手）			問合せ日：2026 年 6 月 15 日
			回答日：2026 年 6 月 18 日
記載箇所	質問	回答	
1. 特記仕様書P6第6章設計変更 6－1 追加工種について	1. 特記仕様書において施工箇所における伐採について追加する場合がありますと記載があります。 施工箇所の除根も必要と考えられますが、設計変更の対象と考えてよろしいでしょうか。ご教示願います。	1. 伐採に関わる除根については、【阪神高速道路株式会社土木工事標準積算基準第1編第2章3-6準備費】に記載の通りです。 なお設計変更の対象としては「樹木をチェーンソー等により切り倒す伐採作業」に関わる伐根とお考え下さい。	
2. 特記仕様書P6第6章設計変更 6－1 追加工種について	2. 上記記載項目について伐採及び除根後に処分する必要があります。処分費など設計変更の対象と考えてよろしいでしょうか。ご教示願います。	2. 伐採に関わる処分費については、【阪神高速道路株式会社土木工事標準積算基準第1編第2章3-6準備費】に記載の通りです。 なお設計変更の対象としては「樹木をチェーンソー等により切り倒す伐採作業」に関わる処分費とお考え下さい。	